

49

国民優生法による第二次大戦前後(1941~47年)の 優生手術・不妊手術件数の定量分析

逢見 憲一

国立保健医療科学院 生涯健康研究部

【背景・目的・方法】 国民優生法による不妊手術の件数や内訳は、厚生省の衛生年報等には掲載されておらず、いくつかの書籍にみられるのみであり、しかも誤記と思われる不一致がみられる。本報告では、これらの書籍の数字を比較検討して元の数字の復元を試み、定量的な分析と指標を提示することで、予断と情緒的議論を超越するための一助とすることを目的とする。

【資料】 吉益脩夫. 優生法と民族衛生. 遺伝 1948; 2(8): 273-275. 高橋勝好, 牛丸芳留. 人工妊娠の諸問題—改正優生保護法詳解—. 東京: 日本医事新報社出版部; 1950. p. 4-5. 吉益脩夫, 井上英二, 上出弘之, 武村信義. 優生学. 東京: 南江堂; 1961. p. 187-188. 太田典礼. 墮胎禁止と優生保護法. 東京: 経営者科学協会; 1967. p. 158.

【結果】 1. 優生手術等に関する数字の復元: 吉益(1948)には, 1941~43(昭16~18)年の優生手術該当者調査数, 優生手術申請数, 優生手術実施数が記述されていた。一方で, 高橋ら(1950)には, 1941(昭16)年から戦後の1947(昭22)年までの, 該当者数, 申請数, 実施数に加えて, 第16条届出による(優生手術ではない)医学的適応による手術数が表として掲載されていた。約20年後の吉益(1961)の教科書には, 該当者数, 申請数, 実施数と医学的適応による手術数が表として掲載されていたが, 期間は1945(昭20)年までであった。一方で, 太田(1967)には, 高橋ら(1950)と同様に, 1947(昭22)年までの, 該当者数, 申請数, 実施数が表として掲載されていたが, 医学的適応による手術数は掲載されていなかった。

1941(昭16)年の男の該当者数は, 高橋ら(1950)と太田(1967)は「三, 〇八一」, 吉益(1948)と吉益(1961)は「3,018」と記していたが, 女および男女計との整合性から, 「3,018」が正しいと判断した。同様に, 1943(昭18)年の女の申請数は, 高橋ら(1950)は「一一七」太田(1967)は「三七」, 吉益(1948)と吉益(1961)も「37」と記していたが, やはり男および男女計との整合性から, 高橋ら(1950)の「一一七」が正しいと判断した。その他, 些少な誤記が数か所みられたが, いずれも1943(昭18)年以前のものであった。

2. 定量的分析と指標: 国民優生法による優生手術件数は, 第二次大戦前には男女合わせて年間100~200件前後, 戦後は数十件程度であった。出生1,000あたりの優生手術件数を指標とすると, 戦前戦後を通じて0.1件に満たなかった。また, 性比すなわち女100件に対する男の件数を指標として場合, 優生手術該当者調査数は戦前戦後を通じて男が女を上回っていたが, 優生手術申請数および優生手術実施数は, 女100件に対して男が数十件であった。一方, 優生手術ではない医学的適応による手術は, 戦前には年間約1万5千件, 戦後も数千件であり, 出生1,000あたり0.8~0.3程度と, 優生手術のおよそ100倍であった。性比は, 戦前戦後を通じて, 女100件に対して男が1件に満たず, 著しく低かった。

【考察】 国民優生法に関する上記資料の数字には, 1943(昭18)年以前のものに, 転写の誤りあるいは漢数字の読み誤りと思われる誤記が多かった。この時期の数字は, おそらくは, 複数の, 印刷や校正の行われていない不鮮明な資料に基づいていたと考えられる。国民優生法下の不妊手術は, 優生手術ではない医学的適応による手術がほとんどであった。手術等の性比に関しては, 優生手術該当者調査数, 申請数, 実施数と低下していく傾向がみられた。優生学上, 優生手術の対象は男女ともほぼ同数と想定されるが, それが国民優生法下で実施に移される過程では, 女性への負担が増加していく傾向があったと考えられる。また, その傾向は, 大多数の, 優生手術ではない医学的適応による手術において, さらに強く反映されていたと考えられる。